

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成26年8月7日(2014.8.7)

【公表番号】特表2013-534303(P2013-534303A)

【公表日】平成25年9月2日(2013.9.2)

【年通号数】公開・登録公報2013-047

【出願番号】特願2013-522193(P2013-522193)

【国際特許分類】

F 2 4 J 2/24 (2006.01)

B 0 1 J 20/28 (2006.01)

【F I】

F 2 4 J 2/24 A

B 0 1 J 20/28 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月18日(2014.6.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

機械的支持体と、ゲッタ材料の圧縮粉末からなるピル(11、21、51)とを備えるゲッタシステム(10;20)を収容する太陽熱集熱器集熱管であって、前記機械的支持体は底部(12)及び2つの側方肩部(13、13')からなるホルダを含み、前記ゲッタ粉末ピル(11、21)は如何なる結合剤も含まず、15mm以上の直径と、2~5からなる直径/高さ比とを有し、単一のラインで前記底部(12)において前記ホルダ内に収容されることを特徴とする、ゲッタシステムを収容する太陽熱集熱器集熱管。

【請求項2】

前記ゲッタ粉末ピル(11、21、51)の前記直径は35mm以下であることを特徴とする請求項1に記載の集熱管。

【請求項3】

前記ホルダは、前記ゲッタ粉末ピル(11、21、51)のうちの1つ又は複数と接触する1つ又は複数の弾性要素(31、32、33、34)を更に含み、前記弾性要素は、前記ゲッタ粉末ピルと接触するための平坦な、又は丸みを帯びた部分(311、312;321、322;331、332;341、342)を与えることを特徴とする請求項1に記載の集熱管。

【請求項4】

前記弾性要素(31、32、33、34)は、新品のゲッタピル上に50N~150Nからなる圧縮力を加えることを特徴とする請求項3に記載の集熱管。

【請求項5】

前記ホルダは金網によって部分的に包まれることを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載の集熱管。

【請求項6】

前記ホルダは、前記ゲッタ粉末ピル(11、21、51)の直径よりも広い幅を有し、前記ホルダの幅と前記直径との間の差は1mm~3mmからなることを特徴とする請求項1から5のいずれか一項に記載の集熱管。

【請求項7】

前記ホルダの前記側方肩部（13、13'）の高さは前記ゲッタ粉末ピル（11、21、51）の高さ未満であり、前記側方肩部（13、13'）の高さと、前記ゲッタ粉末ピル（11、21、51）の高さとの間の差は0.5mm～1mmからなることを特徴とする請求項1から6のいずれか一項に記載の集熱管。

【請求項8】

前記ホルダは前記カバーの開口部内に金網（22）を有する穴あきカバー（23）によって閉じられ、前記側方肩部（13、13'）の高さは前記ゲッタ粉末ピルよりも1mm～3mm高いことを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載の集熱管。

【請求項9】

前記穴あきカバー（55）は、前記ゲッタ粉末ピル（11、21、51）との分散接触を達成する1つ又は複数のくぼみ（53、53'）を与えることを特徴とする請求項8に記載の集熱管。